

注目 4 令和5年度の市税等のお知らせ

市税等には、住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などがあります。ここでは、令和5年度の主な市税等についてお知らせします。

令和5年度から適用される主な改正点

●後期高齢者医療保険料制度の一部改正

所得割軽減のうち「5割軽減」と「2割軽減」の基準額を見直し、軽減対象世帯が拡充されました。

市税等のあらまし

●個人住民税（市県民税）

その年の1月1日にお住まいの市区町村で、市民税と県民税をあわせて1年分が課税されます。個人住民税は、税金を負担する能力のある人に、均等の額によって負担していただく「均等割」と、所得の金額等に応じた額を負担していただく「所得割」があります（税額等は右表のとおり）。

	均等割額	所得割額
市民税	3,500円	6%
県民税	1,500円	4%
合計	5,000円	10%

●法人市民税

資本金等の額と従業員数の規模に応じた均等割額（年5万円～300万円の9区分）と、課税標準となる法人税額に税率を乗じた法人税割額をあわせた税額を申告し、納付していただくものです。

法人税割額の税率は8.4%です。ただし、資本金等の額が1億円以下で課税標準となる法人税額が500万円以下の法人は6.0%となっています。

●固定資産税・都市計画税

その年の1月1日に土地・家屋等の資産を所有している人に対して税目別に計算し、あわせて課税されます（税率は右表のとおり）。

税目	課税の対象となる資産	税率
固定資産税	土地・家屋・償却資産	1.4%
都市計画税	市街化区域内の土地・家屋	0.2%

※課税資産の内訳は、納税通知書とあわせて送付される課税明細書でご確認ください。

●軽自動車税（種別割）

その年の4月1日に軽自動車等を所有（使用）している人に課税されます。転出または譲渡、廃棄、盗難等で所有しなくなっても、届け出をしないと課税されます。

●国民健康保険税

医療給付費に使われる「医療分」と、後期高齢者を支援する「支援分」、そして国民健康保険の被保険者のうち、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が負担する「介護分」の合計額が課税されます（税額等は右表のとおり）。

区分	説明	医療分	支援分	介護分
所得割	加入者の令和4年1月～12月の所得に応じてかかる税率	7.3%	2.9%	2.2%
均等割	加入者1人当たりの税額	29,900円	10,200円	14,700円
限度額	1年間の最高限度額	65万円	20万円	17万円

●介護保険料（第1号被保険者…65歳以上の人）

介護保険料は、基準額の6万円（年額）に、所得等の状況により11段階の係数を乗じて得た額となります。所得等の状況により保険料の負担額が変わります。

●後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、均等割額（4万4,170円）と所得割額（所得割率8.38%）の合計額で、限度額は66万円です。同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の状況により負担額が変わります。

スマートフォン決済で行う納付方法

◆電子マネー…LINE Pay、PayPay、d払い、J-Coin Pay、au PAY

◆クレジットカード…MasterCard、VISA、JCB、ダイナース、AmericanExpress

※決済手数料がかかります。



詳細は市ホームページへ

「地方税お支払サイト」で行う納付方法

地方税共同機構の「地方税お支払サイト」からスマホ決済アプリを利用して納税できます。

なお、取り扱えるのは地方税のみとなりますので、介護保険料と後期高齢者医療保険料は、納付できません。



詳細は「地方税お支払サイト」へ

口座振替をご利用ください

納めに行く手間と時間が省けて、納め忘れもないので安心です。一度登録すれば毎年継続します。

取扱金融機関

みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行・武蔵野銀行・東和銀行・大光銀行・埼玉縣信用金庫・さいたま農業協同組合・ゆうちょ銀行・足利銀行・川口信用金庫

受付窓口 取扱金融機関窓口・税務課8番窓口

手続きに必要なもの

通帳・金融機関届出印またはキャッシュカード・納税通知書等（口座振替依頼書は市内金融機関窓口・税務課8番窓口にあります）

郵送での申込み方法

口座振替依頼書に必要事項を記入・金融機関届出印を押印し、税務課へ郵送してください。口座振替依頼書は納税通知書等に同封してあり、切手不要で郵送できます。

※ゆうちょ銀行は専用紙のため、郵送でのお申込みはできません。市役所または最寄りのゆうちょ銀行窓口で手続きをお願いします。

※手続から振替開始までには1～2か月かかりますので、お早めに手続きしてください。

※みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・足利銀行では納付書による納付はできません。

市税等は納期限内に納めましょう

令和5年度の市税等の納期限（振替日）は下表のとおりです。市税等は、納期限を過ぎて納付する場合、延滞金が増算されます。必ず納期限内に納付しましょう。

※いずれの税・料も普通徴収を対象としたものです。普通徴収とは、納付書や口座振替により納めるもの（給与や年金から徴収される「特別徴収」を除くもの）です。

	令和5年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月
市県民税 (普通徴収)			1期 前納 (1～4期) 6月30日		2期 8月31日		3期 10月31日			4期 1月31日		
固定資産税・ 都市計画税		1期 前納 (1～4期) 5月31日		2期 7月31日					3期 12月25日		4期 2月29日	
軽自動車税		全期 5月31日										
国民健康保険税 (普通徴収)				1期 7月31日	2期 8月31日	3期 10月2日	4期 10月31日	5期 11月30日		6期 1月31日	7期 2月29日	8期 4月1日
介護保険料 (普通徴収)				1期 7月31日	2期 8月31日	3期 10月2日	4期 10月31日	5期 11月30日		6期 1月31日	7期 2月29日	8期 4月1日
後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)				1期 7月31日	2期 8月31日	3期 10月2日	4期 10月31日	5期 11月30日		6期 1月31日	7期 2月29日	8期 4月1日

※市県民税と固定資産税・都市計画税は、前納ができます。前納とは、その年度の第1期の振替日に1～4期分を全額振替することです。なお、残高不足等で振替できなかった場合は、1期は納付書納付、2期以降は期別にて振替になります。

問合せ

■税務課

市民税担当 (☎ 594-5518)
固定資産税担当 (☎ 594-5519)
納税担当 (☎ 594-5520)

■保険年金課

【国民健康保険税】
国民健康保険担当 (☎ 594-5541)
【後期高齢者医療保険料】
後期高齢者医療担当 (☎ 594-5542)

■高齢介護課

【介護保険料】
介護担当 (☎ 594-5540)